

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休養により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業者に雇用の安定と事業活動の継続のための助成金を支給します

制度の概要

対象事業	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金
対象者	次のいずれにも該当する事業主が対象です。 ① 個人事業主においては伊予市内に居住する方 法人においては伊予市内に主たる事業所を有する方 ② 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金又は職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金の支給決定を愛媛労働局から受けた事業主 ③ 市税を完納していること
助成金額	解雇等を行わず、雇用調整助成金等の支給率が10分の9である場合に限り、国の支給決定額の18分の1の額を助成
助成支給限度額	1事業者当たり100万円
申請窓口	伊予市役所 産業建設部 経済雇用戦略課 ハローワークで支給決定を受けてからの申請となります。

内容について詳しくは、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】伊予市 産業建設部 経済雇用戦略課
TEL 089-982-1120 FAX 089-982-1728

詳細は
こちら

